

令和 6 年 9 月

# 安曇野市農業委員会定例総会

## 議 事 録

令和 6 年 9 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年9月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年9月30日

○会議の日時 令和6年9月30日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（22名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 渡辺由枝君  | 2番  | 中島博幸君  |
| 3番  | 山田稔君   | 4番  | 丸山富美雄君 |
| 5番  | 堀内伸一君  | 6番  | 高山万寿君  |
| 7番  | 加島美智代君 | 8番  | 藤岡喜美夫君 |
| 10番 | 二木寿夫君  | 11番 | 平林明美君  |
| 12番 | 三枝守和君  | 13番 | 細萱美嗣君  |
| 14番 | 降籬治喜君  | 15番 | 中村正君   |
| 16番 | 小林正君   | 17番 | 一志寛君   |
| 19番 | 平林平君   | 20番 | 丸山新悟君  |
| 21番 | 望月慎二君  | 22番 | 請地康仁君  |
| 23番 | 丸山隆也君  | 24番 | 佐原悦司君  |

○欠席委員（2名）

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 9番 | 齋藤岳雄君 | 18番 | 中野隆洋君 |
|----|-------|-----|-------|

○職務のため出席したものの職氏名

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 北條敦君  | 事務局長 | 森和哉君  |
| 事務局員 | 折井希望君 | 事務局員 | 飯田佳乃君 |

---

午後 1時30分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、会長からご挨拶をお願いします。

○会長（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

連日35度の猛暑の中、あっという間にお彼岸が過ぎて、大変涼しくなってきました。稲穂のほうもほとんど収穫が終わり、今年は豊作じゃなかったかというようなお話も聞いております。また、これから果樹等の中のリンゴ、またブドウ等の収穫があらうかと思っておりますけれども、大変お忙しい中、皆さんどうか農業等の事故のないように収穫をお願いしたいと思います。

また、8月、9月におかれましては、農地パトロールということで、初めて農地パトロールをやった方がおられるかと思っておりますけれども、広大な土地の中で地図とスマホを持ちなが

ら、ほとんど歩いたことのないような農道を歩いて、こんなところにも遊休農地があったとか、こんなところに荒廃地があったと改めて確認ができたと思いますが、そうした土地を十分耕作できるような土地にし、新しい耕作地を見つけることも私たち農業委員の仕事でございますので、どうかお力を借りたいと思います。よろしくお願いします。

それから、もう一点、全く違う話でございますが、昨夜、私の地元のところでドローンに関する協議会が行われました。ドローンを消毒用として行ったのが新規就農者でございますして、スマート農業ということでドローンを導入し、消毒を始めたところ、近隣住民から大反響でえらい迷惑だということで、私のほうで区長さんをお願いして、当事者と近隣住民との話し合いを昨夜行いました。

新規就農者、彼にしてみれば、全く違法なことをしているわけではございません。講習会を受けたり、運輸局に登録をしたりということでやっているわけですが、やはりドローンに関してなかなかまだ地域住民がなじめないというところがあるかと思います。そうした中で、やはり何の農薬を使っている、それからドリフトが多いんじゃないか、子供や犬が歩いたりすればどうなる、結局、最後には住民と使う者のコミュニケーションだということになりまして、農薬に関していろいろ説明しても素人の方はなかなか分かりませんので、農薬に関しては当事者にお任せするので、ドローンを使う期日と時間ぐらいは地域住民にお知らせしてもらいたいということで話がまとまりました。

また、その圃場には、前後していただいま農薬散布中というような看板を出してもらいたいというようなことがございました。恐らく皆さんの地域でも、現在、またこれからそういったドローン、また、ラジヘリによるそういった苦情等々もあろうかと思いますが、どうかそのようなときには地域の方々と十分コミュニケーションを取るとともに、また、とてもじゃないけれども難しい問題がございましたら、農業委員会のほうに提出してください。私たちはそれを解釈し、十分協議する協議会を我々の農業委員会の中ではつくる組織ができております。昨年もたまたま1件ございました。ですので、遠慮なくそういった内容につきましては、私たちのほうへご提出をお願いしたいと思います。それを解決する準備を私たち十分できておりますので、ご協力よろしくお願いします。本日、この後いろいろ申請書等々ございますが、十分ご協議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございます。

続きまして、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集の表紙裏をご覧ください。

本日は、2番、中島博幸委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。それでは、中島委員、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行を

お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の定例総会でございますが、現在の出席数が21名、過半数になっておりますので、農業委員会に関する法律第27条3項により、本委員会は成立いたします。

なお、9番、齋藤岳雄委員、18番、中野隆洋委員から欠席届が出されております。

また、この議会は個人情報の保護に関する法律、また、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同施行規則に基づきまして、発言は十分に配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名委員を指名いたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条によりまして、議長において指名をいたします。

4番、丸山富美雄委員、6番、高山万寿委員、2名をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、農業委員会に関する第30条により、農業委員会の会議の議事は、出席議員の半数により可否同数のときは、会長がこれを決するものといたしますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いします。

本日、傍聴の申請はございますか。

○事務局（森 和哉君） ありません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は9月24日、穂高、三郷地域は9月25日、豊科、明科地域は9月26日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

---

#### 議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法3条申請審議を上程いたします。

49番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が325㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が325㎡です。受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料1ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○3番（山田　稔君）　委員番号3番、山田です。

申請番号49番の説明をさせていただきます。

渡人は農地の管理をしてきたが、高齢で管理が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は信州の自然豊かな環境で農業をしながら暮らそうと思い、条件に合った申請地及び隣接する住宅を購入し、申請地を家庭菜園として利用したい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまから採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により可決といたします。

それから、続きまして、50番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計1,045㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,045㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○15番（中村　正君）　15番、中村です。

申請番号50番で申し上げます。

渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡をしたいということです。受人は、申請地に隣接する宅地に新築するとともに、申請地を購入し、農業経営をしたいということです。これに対して審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとのお声がございました。

それでは、採決いたします。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により賛成といたします。

中村委員、眼鏡を忘れないようによろしくをお願いします。

続きまして、51番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積が計748㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1,285.87㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、担当地区委員からの説明をお願いします。

○20番(丸山新悟君) 委員番号20番、丸山です。

申請番号51番について、申請事由のご説明を申し上げます。

渡人は、受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することとした。受人はこれを渡人に代わり当地の管理をしていたが、申請地を譲り受け、耕作したいというものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、52番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 2 ページをお願いします。

申請地は三郷地域の3筆で、登記地目は田、面積が計2,137㎡です。受人の経営面積は4,418㎡、渡人の経営面積が5,771㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号52番について説明いたします。

申請理由、渡人は、申請地が自宅から遠く、管理が困難なため、申請地を譲渡することとした。受人は、借りていた農地を取得し、耕作を続けたいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

---

#### 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

23番案件であります。農業委員会に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定により、委員番号14番、降旗治喜委員につきましては、一時退席を願います。

（14番 降旗治喜君 退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、23番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 3 ページをお願いします。

申請地は豊科地域の3筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計788㎡です。申請内容は馬小屋、放牧地、駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 5 ページ、6 ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号14番、降旗委員に代わって、事務局より申請番号23番について説明いたします。

申請事由は、申請人は申請地を馬小屋、放牧地、駐車場として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ただいまより審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がありました。

それでは、採決いたします。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

採決が終わりましたので、降旗治喜委員は会場にお戻りください。

（14番 降旗治喜君 復席）

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、24番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が230㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（1区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の 7 ページ、8 ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員からの説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号24番の説明をいたします。

申請人は、購入希望者の希望に沿った業務をしたいため、申請地を特定建築条件付土地に変更したい。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願い



します。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとのお声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数、許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、25番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が137㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の9ページ、10ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員からの説明をお願いいたします。

○15番(中村 正君) 15番、中村です。

申請番号25番に対して説明いたします。

申請人は、現在の住宅が生活に不便なため、住み慣れた申請地に住宅を建築したいということです。審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしとのお声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

挙手多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、26番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 4ページをお願いします。

申請地は三郷地域で農振農用地です。登記地目は畑、面積が784.78㎡です。申請内容は農業用施設(倉庫)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の11ページ、12ページでご確認ください。

委員番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員からの説明をお願いいたします。

○8番（藤岡喜美夫君） 委員番号8番、藤岡です。

申請番号26番について説明いたします。

申請人は、農業用施設用地として用意していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用の追認、追記を行いたい。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしのお声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、27番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で農振農用地です。登記地目は畑、面積が3,132㎡です。申請内容は農業用施設（堆肥舎、資材置場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の13ページ、14ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員からの説明をお願いいたします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号27番についてご説明いたします。

申請人は、当該地で酪農を営んでおり、市堆肥センターの廃止に伴い堆肥舎の建築が必須であるため申請をしたい。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

2番、中島委員、どうぞ。

○2番（中島博幸君） 三郷地域委員会では、以前より臭気で問題となっている地域であることから、臭気の悪化が懸念されるという意見が出ましたが、許可基準、立地基準に照らし合

わせて問題がないと判断いたしました。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま担当地区委員、また地域長からの説明がございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

特段ご意見なければ採決に移りますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、これより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

挙手多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、28番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田及び畑、面積が計427.85㎡です。申請内容は農業用倉庫、通路で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の15ページ、16ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号9番、齋藤委員に代わって、事務局より申請番号28番について説明いたします。

申請事由は、申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、手続が必要であることが判明したため、適法にすべく農地転用の追認申請を行いたいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしのお声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

挙手多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、29番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が183㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の17ページ、18ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員からの説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番の請地です。転用事由について説明します。

申請人は住宅が老朽化したため、申請地に新築し住むことにより、母親と協力して祖父から受け継いだ農地を耕作していきたいという事由でございます。審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしのお声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

挙手多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請審議を上程いたします。

7番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が499㎡、申請内容は平成12年3月16日付、長野県指令11松地農第5号の595、一般住宅で許可になっていたものを、当初計画者から継承者が建売住宅（3棟）に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の19ページ、20ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号7番について説明いたします。

転用事由は、渡人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり今回の受人が申請地を譲り受け建売住宅を建てたい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に送付いたします。

ちょっと事務局にお聞きしますが、長野県指令11松地農5号、何かの略だと思いますが。

○事務局（森 和哉君） これは略ではなくて、こういう番号なんですけれども、松本地方事務所農政課、そういうような意味があるかと思えますけれども。

○議長（佐原悦司君） 松地農、松本地方事務所農政課ということだそうですので、ご確認をお願いいたします。

それでは、続きまして、8番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が929㎡、申請内容は令和5年10月10日付、長野県指令5松地農第5号の147、建売住宅（3棟）で許可になっていたものを、建売住宅（2棟）及び特定建築条件付土地（1区画）に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の21ページ、22ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号8番の説明をいたします。

渡人は建売住宅3棟で農地法第5条の転用申請許可を取ったが、購入希望者の希望に沿わせるため、建売住宅2棟及び特定建築条件付き土地1区画に変更したい。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、9番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が397㎡です。申請内容は平成6年2月16日付、長野県指令5松地農第5号の701、住宅で許可になっていたものを当初計画者から継承者に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の23ページ、24ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号9番の説明をいたします。

転用理由、借人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の借人が申請地を借り受け、住宅を建てたいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、10番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が105㎡、申請内容は平成6年2月9日付、長野県指令5松地農第5号の260、特定建築条件付土地（5区画）で許可になっていたものを、当初計画者から継承者が建売住宅用地に変更するも

のです。

位置等につきましては、別冊資料の25ページ、26ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

続きまして、担当地区委員からご説明がございますが、望月委員、遅刻するということで連絡を受けておりますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号21番、望月委員に代わって、事務局より申請番号10番について説明いたします。

申請事由は、渡人は過去に建築条件付き土地として5条転用申請許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、建売住宅の敷地にしたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 続きまして、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

93番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が1,414㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の27ページ、28ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号93番について説明いたします。

転用事由は、借人は事業拡大に伴い、駐車場が現在より多く必要となったため、近隣にある申請地を駐車場として造成したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、94番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページから8ページにかけてお願いします。

申請地は豊科地域の12筆で、第2種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計6,830㎡です。申請内容は建売住宅（5棟）、宅地分譲（17区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の29ページ、30ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号94番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅及び宅地分譲として販売したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。広大な面積で住宅地17区画ということですが、豊科地域委員会の中で何かご意見出ましたでしょうか。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

近隣のところには、説明会を開きまして納得してもらったということと、圃場、写真を見ていただければ、南側の圃場が機械が入るスペースがないということで、そういうことで納得しました。以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より何か補足説明はございますでしょうか。



○事務局（森 和哉君） 特にありませんけれども、安曇野市の土地利用条例という条例におきまして、住民説明会を実施しておりまして、もう既に条例のほうも承認済みとなっております。以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、95番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で第2種及び第3種農地です。登記地目は田、面積が計952㎡です。申請内容は建売住宅（3棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の31、32ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号95番について説明いたします。

先ほど申請番号7番の土地であります。転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるために取得し、建売住宅として販売したい。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、96番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が397㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号96番を説明いたします。

借人は、現在借家に居住しているが、手狭になっているため、利便性のよい申請地に住宅を建てたいということです。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、97番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が216㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の35ページ、36ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号97番について説明いたします。

申請事由は、借人は、現在、借家に居住しているが、今後のことを考え、実家への行き来が容易や申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしのお声が上がりました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、98番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計65.87㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の37ページ、38ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○20番(丸山新悟君) 委員番号20番、丸山です。

申請番号98番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいというものでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、99番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が327㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の39ページ、40ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号99番についてご説明いたします。

転用事由としましては、受人は現在実家に居住しているが、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ただいまより審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、100番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いいたします。

申請地は三郷地域の2筆で第3種農地です。登記地目は田、面積が計1,976㎡です。申請内容は建売住宅（8棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の41ページ、42ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。

100番の申請事由について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。ご審議お願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、101番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域の3筆で第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計544㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の43ページ、44ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号101番について説明いたします。

受人は現在夫の母の家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したい。

以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、102番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が551㎡です。申請内容は建売住宅(2棟)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の45ページ、46ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号102番について説明いたします。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上、審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、103番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は堀金地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が449㎡です。申請内容は建売住宅（2棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の47ページ、48ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○21番（望月慎二君） 21番、望月です。

申請番号103番について説明します。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、104番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が1.33㎡です。申請内容は建売住宅用地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の49ページ、50ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○21番（望月慎二君） 21番、望月が104番についてご説明いたします。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。  
審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

---

#### 議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。  
事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号12番です。

申請地は明科地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計1,887㎡、現況は山林原野化し復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の51ページでご確認ください。

続いて、申請番号13番です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は842㎡です。現況は山林原野化し復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の52ページでご確認ください。

続いて、申請番号14番です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は188㎡です。現況は山林原野化し復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の53ページでご確認ください。

それぞれ現地確認を実施しており、明科の地域委員会でも全て非農地と認められるものと

確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、申請番号12、13、14番、担当委員さん、何か補足説明がございましたらお願いします。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地決定すること、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり決定といたします。

---

#### 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号8番については、穂高地域の14筆で、登記地目は田及び畑、面積は計1万8,429㎡です。

該当の農地については、穂高地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の54ページから57ページでご確認ください。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

申請番号8番につきまして、当該地域委員の補足説明がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。



ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり証明の交付を承認とすることを賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により証明の交付を承認いたします。

---

#### 議案第7号 農地利用集積計画審議(所有権移転)

○議長(佐原悦司君) それでは、続きまして、議案第7号 農地利用集積計画審議(所有権移転)につきまして上程をし、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 14ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

申請番号43番です。権利の移転をする土地は豊科地域で、登記地目は田、面積は2,299㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年10月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の58ページでご確認ください。

続いて、整理番号44番です。権利の移転をする土地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は116㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年10月21日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の59ページでご確認ください。

15ページをお願いします。

整理番号45番です。権利の移転をする土地は穂高地域の8筆で、登記地目は田及び畑、面積は計5,592㎡です。目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年10月21日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の60ページでご確認ください。

続いて、整理番号46番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計2,372㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年10月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の61ページでご確認ください。

16ページをお願いいたします。

整理番号47番です。権利の移転をする土地は穂高地域の5筆で、登記地目は田、面積が計

4, 173㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和 6 年10月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の62ページでご確認ください。

続いて、整理番号48番です。権利の移転をする土地は三郷地域の 2 筆で、登記地目は畑、面積が計4, 789㎡、目的はリンゴ、移転・引渡しの時期ともに令和 6 年10月15日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の63ページでご確認ください。

17ページをお願いします。

整理番号49番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は1, 182㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和 6 年10月21日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の64ページでご確認ください。

続いて、整理番号50番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は1, 364㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和 6 年10月21日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の65ページでご確認ください。

以上、8 件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、豊科地域委員会、穂高地域委員会、三郷地域委員会、地域担当の方、何か補足説明ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり農地利用集積計画審議（所有権移転）を決定いたします。

---

#### 議案第 8 号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 8 号 農地利用集積審議（利用権設定）上程につきまして、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、議案番号 2 番、中島博幸委員につきましては、参考人として出席していただきますが、決定に関わることはできませんので、あらかじめ了承してください。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 18ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年9月30日です。設定件数は総計16件、4万5,321㎡です。うち新規分は総計9件、2万2,787㎡です。期間別設定面積は、2年から10年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は総計31筆で、耕作者は15人、所有者が16人となっております。利用権設定の一覧は19ページです。20ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よく自分の担当地区のところをご確認したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、賛成多数により原案どおり農地利用集積審議（利用権設定）を決定いたします。

---

#### 議案第9号 農地利用集積促進計画審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第9号 農地利用集積促進計画審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 21ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について、安曇野市長から意見を求められていますのでご説明いたします。

まず、更新につきましては、設定件数は総計12件、6万1,049㎡、内訳は田が9件、4万9,461㎡、畑が3件、1万1,588㎡です。期間別設定は5年です。設定筆数は総計35筆、内訳は、田が25筆、畑が10筆です。借受人は12人となっております。

次に、権利移転につきましては、設定件数は3件、2,866㎡、全て田です。期間別設定は6年3か月から9年3か月です。設定筆数は総計3筆で、全て田です。借受人は1人となっております。

22ページ、23ページについては、更新の一覧、24ページについては、権利移転の一覧とな

っています。

説明については以上です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

各担当地区、ご確認を願いますが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案に異議なしとの声で、賛成の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案のとおり農地利用集積促進計画審議に異議なしとの意見を提出いたします。

---

#### 議案第10号 安曇野市総合計画審議委員の申請

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第10号 安曇野市総合計画審議委員の申請を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 政策経営課から、安曇野市総合計画審議会委任の推薦依頼がありました。今まで前会長が審議会委員となっておりましたが、改選に伴う推薦依頼であります。審議会委員の残任期間は令和8年3月31日までとなっており、引き続き、会長に総合計画審議会委員をお願いしたいと考えております。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして審議いただきます。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、安曇野市総合審議委員に会長を推薦することといたします。よろしくお願いします。

---

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全ての審議が終了いたしました。何か全体を通してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 大きな住宅の転用、それから堆肥舎等だったりとかいろいろございましたけれども、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

○議長（佐原悦司君） それでは、ないようですので、ここで議事の全てを終了いたしますので、ありがとうございました。

午後 3時10分 閉会